

○土浦市スポーツ推進委員規則

平成23年 8 月24日教委規則第 5 号

土浦市スポーツ推進委員規則

土浦市体育指導委員規則（昭和37年土浦市教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 スポーツ推進委員は、市におけるスポーツの推進に関し次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- （2） 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- （3） 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （4） 学校、公民館等の教育機関その他の行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。
- （5） スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- （6） 市民に対しスポーツについての理解を深めること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市におけるスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

（定数）

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は、72人以内とする。

（任期）

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任したスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解職することができる。

（服務）

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会規則等に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をし

てはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、スポーツ推進委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月24日から施行する。

(任期の特例)

2 スポーツ基本法の施行の際現に同法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員であって、スポーツ基本法附則第4条の規定による改正後の同法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなされるものに対する第4条第1項の適用については、同項中「2年」とあるのは、「この規則の施行の日から平成25年3月31日まで」とする。

(土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

3 土浦市教育委員会事務局組織規則（昭和46年土浦市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略